

議案第 25 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定に基づく容積率」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 163 条の 59 第 1 項の規定に基づく容積率又は各部分の高さ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。